

二酸化炭素排出量可視化事業業務委託公募型プロポーザルに係る  
質問及び質問に対する回答について

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。

No	項目	該当箇所	質問	回答
1	募集要領	9 企画提案書の提出 (1) 提出書類	企画提案書作成にあたり、書類を綴ることとされているが、綴じ方について指定もしくは制限があるか、ご教示頂きたい。	綴じ方の指定等はありません。
2	募集要領	9 企画提案書の提出 (1) 提出書類	企画提案書作成にあたり、類似業務実績について、発注者及び発注金額など、守秘義務上、当書面に具体的な記載ができない場合の記載方法についてご教示頂きたい。	可能な範囲の記載で差し支えありません。実績を証明する契約書等の写しは、墨消して伏せる等の対応をして提出してください。
3	募集要領	9 企画提案書の提出 (1) 提出書類	企画提案書作成のページ数指定に関して、両面印刷は1枚と数えるか、2枚と数えるか、ご教示いただきたい。	両面印刷は1枚と数えるものとします。
4	募集要領	9 企画提案書の提出 (2) 提出期限 (3) 提出先	郵送の際の到着について。郵送である場合に市役所内の郵便集配担当課到着から担当課に渡るまでに要する期間がわかればご教示いただきたい。(提案者側からの発送期限を計画するために必要なため。)	文書行政課に到着した当日のうちに当課に届きます。
5	募集要領	10 選定委員会の設置及び審査 (2) 審査項目及び審査基準	審査基準に”具体的な連携機関等の提案がされているか”が含まれているが、本件業務全体を提案者が単独で実行可能な場合、この評価項目はどのように運用されるのか、ご教示頂きたい。	当該審査基準は、他機関との連携によって本事業がより効果的に実施されることを想定し評価するものです。なお、連携は業務の委託や共同での実施に限定するものではありません。

二酸化炭素排出量可視化事業業務委託公募型プロポーザルに係る  
質問及び質問に対する回答について

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。

No	項目	該当箇所	質問	回答
6	募集要領	11その他留意事項 (1)著作権等に関する事項	採択された事業者から市への提出物に関する著作権は全て市に帰属するように読めるが、提出物には、本事業専用で作成する訳ではない資料や図案(弊社サービスのロゴやシステム画面など)が含まれると見込まれ、これらに関する著作権の放棄は提案者として極めて困難である。著作権の譲渡はあくまで、本件専用で個別に作成した資料の範囲に留まり、もともと存在していた資料・図案等に関する著作権は譲渡対象とならない、という扱いでよいか、ご確認を頂きたい。	「採用した提案書等の著作権は市に帰属する」とは、企画提案書における著作権等に係る基本的な考え方を示したもので、ご質問にあるような関係法令や社会通念上やむを得ない範囲を超えて、すべての著作権の放棄を求めたものではありません。 ただし、採用した企画提案に係る提出物は、支援対象事業者の募集、支援対象事業者との協議、本事業の成果の公表等をはじめとして、事業実施にあたって市が必要と認める範囲で公開されることを前提に、著作権等の知的財産権について、あらかじめ整理をしていただく必要があります。 なお、本事業における成果物に関する著作権等の取り扱いについては、仕様書中「5留意事項(4)」に記載のとおりとなります。
7	仕様書	2支援対象事業者	対象企業の規模について指定(中小企業庁定義による”中小企業”及び個人事業主に限る、等)があればご教示頂きたい。	企業の規模を要件とするかは未定です。優先交渉権者となった事業者と協議し決定します。なお、支援対象事業者の要件を提案することも可能です。
8	仕様書	2支援対象事業者	よりよい提案が弊社から可能か検討するため、対象企業の募集を市が行う際の手法について、可能な範囲でご教示頂きたい。	市ホームページ、広報紙等への掲載による公募を基本とします。併せて所沢市脱炭素経営ネットワーク会議を通じての周知を想定しています。
9	仕様書	4事業内容 (2)二酸化炭素排出量可視化	二酸化炭素排出量の可視化について、何らかの事情で一定期間の資料の提供が困難であり、結果として当該期間分の可視化が困難な場合も考えられる(創業直後である、移転直後である、何らかの突発的な事故や一過性事象により一定期間工場が非稼働であった、等)。そういった可能性のある事業者は本件の対象となるか、除外との扱いとするか、ご教示頂きたい。	支援対象事業者の公募時点で、所定期間の対応が困難であることが判明している事業者は原則除外とします。その他詳細は優先交渉権者となった事業者と協議し決定します。

二酸化炭素排出量可視化事業業務委託公募型プロポーザルに係る  
質問及び質問に対する回答について

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。

No	項目	該当箇所	質問	回答
10	仕様書	4 事業内容 (5) 結果報告書の提出	結果報告書の提出について、②支援対象事業者への提出にあたっては、支援対象事業者数に応じて報告書（正本）を作成・提出すべきか、ご教示頂きたい。	各支援対象事業者に対する報告書について、1事業者につき1部の提出とします。
11	仕様書	5 留意事項（4）	留意事項内「著作権」について、市へ使用許諾を与えるにあたり、書面等の様式があればご教示頂きたい。	様式の指定はありません。
12	仕様書	別紙	別紙「秘密情報及び個人情報の取り扱いに関する特記事項」（以下、別紙）のうち、第4条2項について、再委託先内での情報管理水準について提案者と再委託先間の契約にて定義するものである一方、再委託先の従業員の個人名の特定までは行わないことがある。再委託先が情報の管理水準について契約上の義務を持っていることが明確であれば、再委託先の作業従事者の個人名の特定までは不要であるとの認識でよいか、ご確認を頂きたい。	作業責任者及び作業従事者は、再委託先であっても指定が必要です。別紙「秘密情報・個人情報の取扱に関する作業責任者等及び作業場所承認申請書」の提出が必要となりますのでご参照ください。
13	仕様書	別紙	別紙第5条について、テレワークを前提としているため関係者の作業場所は多岐に渡り、またクラウドサービスの利用を前提と想定しているため情報保存・取扱場所も多岐にわたる・或いは特定すること自体が一般的でないケースがあるが、どの程度までの記載が必要かご教示頂きたい。	仕様書の「秘密情報及び個人情報の取扱に関する特記事項」は、受注者が本契約による業務を行うにあたり、所沢市情報セキュリティポリシー及び所沢市情報セキュリティ実施手順、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、秘密情報を適正に取り扱っていただくことを目的とするものです。 本事業の実施にあたっては、支援対象事業者の機密事項や個人情報を取り扱うことから、特に情報管理を徹底していただく必要があります。 別紙「秘密情報・個人情報の取扱に関する作業責任者等及び作業場所承認申請書」を提出していただきますが、テレワークなどの勤務体系やクラウドサーバの利用などの貴社の業務実施体制を踏まえたうえで、作業場所が受注者以外の者が秘密情報・個人情報を閲覧できない場所であり、業務を遂行するうえで妥当であると客観的に判断できる範囲で記載してください。

二酸化炭素排出量可視化事業業務委託公募型プロポーザルに係る  
質問及び質問に対する回答について

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。

No	項目	該当箇所	質問	回答
14	仕様書	別紙	別紙第6条について、教育の実施状況の記録に記載する必須要件等あればご教示頂きたい。	特に書式はありませんが、実施日時・実施内容（場所・形態・対象者等）について後から確認できるよう記録をおこなってください。